

# はちぶせの里指定短期入所生活介護事業運営規程

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人関寿会が設置運営するはちぶせの里小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (基本方針)

第 2 条 小規模生活単位型指定短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、利用者の意思及び人権を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けている共同生活室により一体的に構成された場所（以下「ユニット」という。）において利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業を運営するにあたり、地域と家族の結びつきを重視し、保険者、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

### (利用定員、ユニット数及びユニットごとの利用定員)

第 3 条 利用定員は 10 名とする。

2 ユニット数は 1 とし、ユニットごとの定員は 10 名とする。

## 第 2 章 職員及び職務分掌

### (職員の区分)

第 4 条 事業遂行のために次の職員を置く。

(1) 管理者（施設長）	1 名（兼務）	(2) 事務長	1 名（兼務）
(3) 事務員	2 名（兼務）	(4) 介護職員	5 名
(5) 生活相談員	1 名	(6) 看護職員	1 名（兼務）
(7) 機能訓練指導員	1 名（兼務）	(8) 介護支援専門員	2 名（兼務）
(9) 医師	1 名（兼務）	(10) 管理栄養士	1 名（兼務）

2 前項に定める職員のほか、必要に応じて定員を超え又はその他の職員を置くことができる。

3 介護職員については、主任を置くことができる。

## (職 務)

第5条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

- (1) 施設長 施設の管理、運営並びに業務、事務を統括する。
  - (2) 事務長 管理者の業務を補佐し、管理者に事故のあるときは、その職務を代行する。
  - (3) 事務員 事業の庶務及び会計事務に従事する。
  - (4) 主任生活相談員 利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案、実施に関することに従事するとともに、介護業務・事務を統括する。
  - (5) 生活相談員 利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案、実施に関することに従事するとともに、介護業務に従事する。
  - (6) 介護職員 利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。
  - (7) 看護職員 医師の診療補助及び医師の指示を受けて利用者の看護、保健衛生業務に従事する。
  - (8) 機能訓練指導員 利用者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練及び介護業務に従事する。
  - (9) 介護支援専門員 要介護者又は要支援者からの相談に応じ、その心身の状況等に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、介護保険施設等との連絡調整に従事するとともに利用者の生活指導及び処遇の企画立案、実施に関する業務に従事する。
  - (10) 医 師 利用者の診療及び健康管理に従事する。
  - (11) 管理栄養士 利用者の栄養管理に従事する。
- 2 職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については、管理者が別に定める。

## 第3章 指定短期入所生活介護の内容及び利用料

### (指定短期入所生活介護の内容)

第6条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 身体介護 1週間に2回以上入浴、清拭を行い排泄は適切な見守り一部介助、全介助を行う。離床、着替え、整容その他日常生活上の援助を適切に行う。
- (2) 食事の提供 食事はできるだけ変化に富み、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮して、適温に配慮し、適切な時間に提供するとともに、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して行えるように努める。
- (3) 健康管理 医師及び看護職員は常に利用者の健康に留意し、必要に応じて検査等を実施し、適切な措置を講ずるとともにその記録を整備する。

- (4) 機能訓練 利用者の心身の状況を把握し、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。
- (5) 相談・援助 常に利用者の心身の状況その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族からの相談に応じるとともに、適切な助言、必要な援助を行う。
- (6) 社会生活上の便宜の提供等 教養娯楽設備を備えるほか、適宜娯楽活動等の援助に努める。また、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流の機会を確保するように努める。
- (7) 利用者に関する保険者への通知 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知する。
  - ① 正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する支援に従わないことにより要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
  - ② 不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

#### (指定短期入所生活介護の利用料及びその他の費用)

第7条 法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額を徴収する。

2 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにする。

3 前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額を徴収する。

(1) 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

(2) 滞在費（ユニット型個室の提供を行うことに伴い必要となる費用）

(3) 食費

(4) ご契約者が選定する特別な食事の提供を行うことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

#### (送迎の実施地域)

第8条 通常送迎を実施する地域は養父市・香美町村岡区とする。但し、養父市・香美町

村岡区以外の地域であっても特別な事情があると認められる場合はこの限りではない。この場合、境界線を越える1キロにつき50円とする。

## 第4章 運営に関する事項

### (サービス利用の留意事項)

第9条 利用者が指定短期入所生活介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

### (内容、手続き説明及び同意)

第10条 指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用申込書のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得る。

### (指定短期入所生活介護開始及び終了)

第11条 利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅においての日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供する。

2 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

### (提供拒否の禁止)

第12条 指定短期入所生活介護の利用申し込みがされた場合は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒まない。

### (サービス提供困難時の対応)

第13条 通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適切な他の指定短期入所生活介護事業者等を紹介、その他必要な措置を速やかに講じる。

### (受給資格等の確認)

第14条 指定短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期限を確か

める。

- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その趣旨及び内容に沿って、指定短期入所生活介護を提供するように努める。

#### **(要介護認定等の申請等に係る援助)**

第 15 条 指定短期入所生活介護のサービス提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を得て速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 居宅サービス計画が作成されていない場合には、要介護認定等の申請が、遅くとも現在の要介護認定等の有効期限が終了する 30 日前には行われるように、必要な援助を行う。

#### **(心身の状況の把握)**

第 16 条 指定短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

#### **(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)**

第 17 条 指定短期入所生活介護の開始に際し、居宅サービス計画が作成されていない場合には、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を保険者に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明する。

- 2 居宅介護支援事業者に関する情報の提供、その他の法定代理受領サービスを行うための必要な援助を行う。

#### **(居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供)**

第 18 条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護を提供する。

#### **(サービス提供の記録)**

第 19 条 指定短期入所生活介護を提供した際には、当該指定短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護について利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

#### (保険給付の償還請求のための証明書の交付)

第 20 条 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

#### (指定短期入所生活介護の取扱方針)

第 21 条 指定短期入所生活介護は、利用者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な支援を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行う。

- 2 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 3 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行う。
- 4 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行う。
- 5 職員は、指定短期入所生活介護の提供にあたって、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 6 指定短期入所生活介護の提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 8 自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

#### (サービス計画の作成)

第 22 条 介護支援専門員は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予想される利用者については利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を把握して、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性を念頭に、サービスの提供にあたる他の職員との協議の上、サービス目標、達成時期、サービス内容及び留意事項を盛り込んだ短期入所生活介護計画を作成する。

- 2 介護支援専門員は、短期入所生活介護計画を作成する場合には、それぞれの利用者に応じた計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容などについて説明し同意を得る。
- 3 短期入所生活介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成する。

(掲 示)

第 23 条 指定短期入所生活介護を行う事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員等の勤務体制その他利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(守秘義務等)

第 24 条 指定短期入所生活介護事業に従事する職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上の知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 25 条 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者並びにその職員に対し特定の利用者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益供与を行わない。

(苦情処理)

第 26 条 提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し苦情の内容に配慮して必要な措置を講じる。

- 2 提供した指定短期入所生活介護に関し、保険者又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(衛生管理等)

第 27 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用水等について、衛生的な管理に努め、又衛生上必要な措置を講じる。

(感染症予防、まん延防止の対策)

第 28 条 事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じる。

- 1 事業所内における感染症の予防又はまん延の防止のための検討委員会をおおむね6月に一回以上開催するとともに、その結果を関係職員に周知徹底を図る。
- 2 事業所は、関係職員に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待の防止)

第 29 条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を行なう。

- 1 事業所内における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を関係職員に周知徹底をする。

- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 事業所内において、関係職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的で開催する。
- 4 前号に掲げる措置を適切に実施するため担当者を設置する。

## **第5章 緊急時における対応方法及び非常災害対策**

### **(緊急時における対応)**

第30条 現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者の病状などの急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じる。

### **(事故発生時の対応)**

第31条 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

### **(非常災害対策)**

第32条 非常災害に備えて避難、救出、その他必要な訓練を夜間想定を含め年2回以上実施する。

- 2 消防法に準拠して消防計画を別に定める。

### **(業務継続計画の策定等)**

第33条 事業者は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」という。）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じる。

- 1 事業者は、関係職員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施する。
- 2 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行う。

## **第6章 会計の区分及び記録の整備**

### **(会計区分)**

第34条 指定短期入所生活介護事業の会計は、指定介護福祉施設サービスの事業会計に属するが、事業の根拠となる会計を明らかにするとともに、その他事業会計と区分する。

(記録の整備)

第 35 条 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存する

## 第 7 章 雑 則

(法令との関係)

第 36 条 この規程の定めにおいては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令に定めるところを遵守する。

(補 則)

第 37 条 この規程に定める事項の外、運営に関する事項は社会福祉法人 関寿会が別に定める。

## 付 則

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。